

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項

令和 7 年 3 月 31 日

告示第 14 号

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項（令和 2 年球磨村告示第 25 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 村長は、土砂災害特別警戒区域等内において土砂災害危険住宅の移転を促進するため、当該土砂災害危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成 3 年球磨村規則第 1 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 同法第 4 条第 2 項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域

(2) 土砂災害危険住宅 土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用途に供するもの

（事業計画）

第 3 条 村長は、本事業を実施しようとする区域ごとに事業計画を策定するものとする。

（補助金の交付の対象及び補助金額）

第 4 条 本事業の対象となる土砂災害危険住宅は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 除却を行うものであること。但し、倉庫や資材置場として利用する場合は、床板、床組や階段を撤去し、住居としての利用ができない状態にすることにより、存置することができる。また、公共土木施設災害復旧事業の適用範囲となる異常な天然現象による災害により住宅が被災し、直ちに住宅除却が困難な場合は、申請者の住宅除却の延期の申出に基づき、住宅除却完了期日を誓約する場合に限り、一定期間除却の延期を認めることとする。

(2) 居住者が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域外に移転すること。

(3) 前号に規定する移転先が球磨村内であること。

(4) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条の規定による事業計画に基づき土砂災害危険住宅を移転する事業とする。

3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、原則として土砂災害危険住宅に居住している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体
- 4 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 5 他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、前項の規定による経費から、他制度による補助金等の額を差引いた額を、本事業における補助金の交付の対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 移転事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
 - (3) 住民票の写し（世帯全員の全記載のもの）
 - (4) 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真
 - (5) 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
 - (6) 資金計画書
 - (7) 承諾書（様式第3号） ※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と土地所有者が異なる場合のみ
 - (8) 跡地管理誓約書（様式第4号）
 - (9) 除却延期住宅除却誓約書（様式第14号） ※必要に応じ提出
 - (10) 取得財産等管理誓約書（様式第15号）
 - (11) 罹災証明書 ※必要に応じ提出
 - (12) 火災原因申立書（様式第18号） ※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ
 - (13) その他村長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に村長が定めるものとし、その提出部数は2部とする。

（決定の通知）

第6条 村長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「移転事業者」という。）は、本事業に係る事業内容、経費等を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 移転事業実施変更計画書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（変更決定の通知）

第8条 村長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により移転事業者通知するものとする。

(移転事業着手届)

第9条 移転事業者は、事業に着手したときは、遅滞なく着手届（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

(完了期日の変更)

第10条 移転事業者は、補助事業が完了予定日までに完了しない場合は、あらかじめ、完了期日変更報告書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 移転事業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算調書
- (2) 土砂災害危険住宅の除却後の写真。但し、存置した場合は住宅として利用できない状態にしたことを示す写真、除却を延期した場合は被災直後の写真を添付する。
- (3) 移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真
- (4) 移転に要した費用を証明する書類（領収書等）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、当該移転事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった日の属する村の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、前条第1項の規定による報告書が提出されたときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により移転事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 移転事業者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 村長は、前条の規定による書類を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 村長は、移転事業者又は土地所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金取消通知書（様式第13号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき
- (2) 土砂災害危険住宅の除却後の跡地について不適正な管理が判明したとき
- (3) 存置又は除却を延期した住宅について、不適正な管理が判明したとき
- (4) 火災原因申立書に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) その他補助金の交付が適当でないと村長が認めたとき

2 村長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 16 条 移転事業者は、補助対象経費により取得（賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料（最長 1 年間）を含む）し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後についても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、取得財産等を取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間又は 10 年間のいずれか短い期間（賃貸住宅については、賃借料の補助を行った期間）とする。但し、処分内容が有償譲渡又は有償貸付等の場合はこの限りでない。

2 移転事業者は、制限期間内に取得財産等を処分する場合、財産処分申請書（様式第 16 号）により申請を行い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 処分内容
- (2) 処分理由
- (3) 補助金返還額

3 補助金返還の要否及び返還額の算定方法は別添のとおりとする。

(取得財産等処分の承認)

第 18 条 村長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、取得財産等の処分を承認し、財産処分承認通知書（様式第 17 号）により通知を行うものとする。

(その他)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助金の額

経 費	経費の内容		補助額
住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費（がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。）		当該経費に相当する額の合計（ただし、3百万円を限度とする。）
移転経費	移転に要する経費で右に定めるものの	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に付帯して要する経費	
		賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料（最長1年間）	
住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに住宅の建設又は購入する際に要する経費	
		移転先の土地購入に要する経費	
		空き家等の改修に要する経費	
土地の調査費	がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する検討に必要ながけの状況の調査資料作成のための経費		

年 月 日

球磨村長 様

申請者
氏名

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付申請書

土砂災害危険住宅の移転事業に係る補助金の交付を受けたいので、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 5 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業
- 2 事業の目的 土砂災害特別警戒区域から安全な地域へ移転したいため
- 3 補助事業の完了予定日及び実施計画
完了予定日 年 月 日
実施計画 別紙のとおり
- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 移転事業実施計画書（様式第 2 号）
 - (2) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
 - (3) 住民票（事業申請者のみ）
 - (4) 移転先住宅の位置図及び敷地現況写真
 - (5) 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
 - (6) 資金計画書
 - (7) 承諾書（様式第 3 号）
※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と土地所有者が異なる場合のみ
 - (8) 跡地管理誓約書（様式第 4 号）
 - (9) 除却延期住宅除却誓約書（様式第 14 号）
※必要に応じ提出
 - (10) 取得財産等管理誓約書（様式第 15 号）
 - (11) 罹災証明書
※必要に応じ提出
 - (12) 火災原因申立書（様式第 15 号）
※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ
 - (13) その他村長が必要と認める書類

様式第2号(第5条、第7条関係)

移転事業実施(変更)計画書

1 移転前の状況

危険住宅所在地	
警戒区域表示番号等	
構造延べ面積	造 葺 階 m ²
経過年数	年 (年 築)
居住人員	人
家屋所有別	自己所有・その他()
土地所有別	自己所有・その他()

2 移転後の状況

移転先の土地所在地	
移 転 態 様	新築・購入・賃貸住宅・親類同居 ・その他()
土地所有別	自己所有・借地・購入・その他()
移 転 跡 地 の 計 画	山林 ・ 畑 ・ 駐車場 ・ その他()
危険住宅解体予定	年 月 日 ～ 年 月 日
移 転 ・ 住 宅 建 築 等 予 定	年 月 日 ～ 年 月 日

3 経費予算書

経費	経費の内容		要する経費
住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費		円
移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料等・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費	円
		賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(1年間)	
住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに住宅の建設又は購入する際に要する経費	円
		移転先の土地購入に要する経費	
		空き家等の改修に要する経費	
土地の調査費	がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する検討に必要ながけの状況の調査資料作成のための経費		円
合計			円

承 諾 書

（申請者氏名）が、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業により、補助金の
交付を受けて実施する移転事業計画について、承諾します。

年 月 日

球磨村長 様

住宅所有者 住所
氏名

印

又は
土地所有者 住所
氏名

印

跡地管理誓約書

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて住宅の除却を行う下記の跡地については、今後、事業の目的に沿った適正な管理を行うことを誓約します。

記

- 1 所在地
- 2 敷地面積 m^2
- 3 跡地利用の内容

年 月 日

球磨村長 様

申請者	住所	
	氏名	印

土地所有者	住所	
	氏名	印

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

球磨村長

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は、前記 1 の交付申請書のとおりとする。
- 4 事業完了予定日は、年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに球磨村に報告してその指示を受けること。
 - (2) 球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項を遵守すること。

年 月 日

球磨村長 様

申請者
氏名

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた土砂災害危険住宅の移転事業について、下記のとおり計画を変更したいので、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 7 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をする理由
- 2 変更に係る事業の内容及び金額
- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 移転事業実施変更計画書（様式第 2 号）
 - (3) その他村長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

球磨村長

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付決定の変更申請のありました球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は、前記1の交付申請書のとおりとする。
- 4 事業完了予定日は、年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに球磨村に報告してその指示を受けること。
 - (2) 球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項を遵守すること。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

球磨村長 様

申請者
住所
氏名

印

着 手 届

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた土砂災害
危険住宅の移転事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

1 事業の場所
移転元
移転先

2 着手日
年 月 日

3 完了予定日 年 月 日

第 号
年 月 日

球磨村長 様

申請者
住所
氏名

印

完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた土砂災害危険住宅の移転事業については、次の理由により完了予定日までの完了が困難となったので報告します。

- 1 交付決定通知に付された事業の完了予定日
年 月 日
- 2 変更すべき事業の完了予定日
年 月 日
- 3 変更の理由

年 月 日

球磨村長 様

申請者
氏名

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた土砂災害危険住宅の移転事業が完了したので、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 11 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

(1) 補助金精算調書（収支決算調書）

(2) 土砂災害危険住宅の除却後の写真

※住宅を存置した場合は住居として利用ができない状態にしたことを示す写真を添付。除却を延期した場合は被災後の写真を添付。

(3) 移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真

(4) 移転に要した費用を証明する書類（領収書等）

(5) その他村長が必要と認める書類

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

球磨村長

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業
については、球磨村土砂災害危険住宅移転促進補助金交付要項第 12 条の規定により、下
記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確定補助金額 円

交付決定補助金額 円

様式第 12 号（第 13 条関係）

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知のあった球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 13 条の規定により、請求します。

記

請求額 金 円

振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
預金種目 口座番号	普通 ・ 当座 ・ その他	
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

申請者
氏名

印

球磨村長 様

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

球磨村長

印

補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定を、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第 15 条の規定により、次のとおり取消します。

1 交付決定を取消す金額
円

2 取消す理由

除却延期住宅除却誓約書

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業により住宅移転に関する補助金の交付を受けた下記の住宅について、被災により直ちに除却が困難であるため、下記の期限までに除却を行うことを誓約します。

除却完了まで住居として利用せず、適正に管理を行います。

なお、この土地又は建物を売却する場合は、売却前までに住宅除却を完了させることとします。

除却前に相続を行った場合は、相続人において住宅除却完了期日までに住宅除却を行うこととします。

記

1 住宅所在地

2 住宅面積

m²

3 被災年月日

年 月 日

4 住宅除却完了期日

年 月 日

年 月 日

球磨村長 様

住宅所有者 住所
氏名

印

取得財産等管理誓約書

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて取得した財産等については、今後、事業の目的に沿った適正な管理を行うことを誓約します。

記

- 1 所在地
- 2 取得財産等
- 3 処分制限期間

年 月 日

球磨村長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日

球磨村長 様

申請者
氏名

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業で取得した財産を処分したいので、申請します。

記

- 1 処分内容
- 2 処分理由
- 3 補助金返還額

様式第17号（第18条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

球磨村長

印

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業
の財産処分については、球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項第18条
の規定により承認したので、通知します。

火災原因申立書

球磨村土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて実施する住宅移転における移転元の住宅建物の火災の原因は以下のとおりです。

記

1 所在地

2 建物所有者

3 火災発生日時

年 月 日 時

4 火災による建物の被災状況

5 火災原因

火災の原因は本人又は家族（申請者から3親等以内）の故意によるものではないことを申し立てます。

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

【記載上の注意】

- 1 記載内容に虚偽がある場合は、本事業の対象外となります。
- 2 火災の原因が故意であることが判明した場合は本事業の対象外となります。
- 3 本事業の交付決定後に、火災の原因が故意であることが判明した場合は、交付決定を取り消します。
- 4 本事業の補助金支払後に、火災の原因が故意であることが判明した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。
- 5 申請者の押印は実印とし、印鑑証明書を添付してください。

別添（第 16 条関係）

補助金返還額の要否及び算定方法

1 補助金返還の要否

※取得財産等の処分制限期間が 10 年超の場合（10 年未満の場合はその年数で下記表に当てはめる）

	財産取得から 10 年目まで	財産取得から 11 年目以降 財産処分制限期間満了まで
無償譲渡 無償貸付 等	要 (①)	不要
有償譲渡 有償貸付 等	要 (②)	要 (③)

財産処分制限期間満了後の処分については、有償・無償に関わらず補助金返還不要とする。

2 補助金返還額の算定方法

【（A）残存価値により算定を行う方法】

$\text{補助金額} \times (\text{残存年数} / \text{処分制限期間年数})$

【（B）譲渡額等により算定を行う方法】

$\text{譲渡額等} \times (\text{補助金額} / \text{財産取得に要した総事業費})$

※財産処分の対象となる補助事業として交付された補助金額が上限

3 補助金返還額のケース毎の算定方法

(1) 図①の場合

→ (A) の算定方法による

(2) 図②の場合

→ (A) と (B) の算定方法を比較しいずれか高い方による

(3) 図③の場合

→ (B) の算定方法による